

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋田市太平山スキー場
- 2 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢 1 1 1 番地
- 3 規模等
- (1) 構造等 ゲレンデ 6 コース、高速クワッド 1 基、ペアリフト 2 基
ナイター設備
- (2) 面積 1,180,000m² (スキー場面積)
- (3) 開設年月 平成 4 年 1 2 月 2 0 日
- (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 31,880 人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)		
		一般	小学生以下	高齢者
リフト 個人利用	1 回	210円	105円	157円
		315円	157円	235円
	1 日利用	2,095円	1,048円	1,571円
		3,142円	1,572円	2,356円
	4 時間利用	1,257円	629円	943円
		1,885円	943円	1,414円
1 シーズン 利用	20,952円	10,476円	15,714円	
	31,428円	15,714円	23,571円	
1 シーズン 夜間利用	12,571円	6,286円	9,429円	
	18,856円	9,429円	14,143円	
リフト 団体利用	1 日利用	1,886円	943円	1,414円
		2,829円	1,414円	2,121円
リフト 回数券	1 1 回利用券	2,100円	1,050円	1,570円
		3,150円	1,570円	2,350円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 高齢者とは、60歳以上の利用者。

※ 1日利用とは、午前9時から午後4時までの利用。

※ 4時間利用とは、午前9時から午後9時までの間における連続4時間の利用。

※ 夜間利用とは、午後5時から午後9時までの利用。

※ 団体利用とは、15人以上の団体での利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 久保田城御隅櫓
- 2 所在地 秋田市千秋公園1番39号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造り 3層4階建
- (2) 面積
- | | | | |
|-------|---------|----|---------|
| 土地借用地 | 165.82㎡ | | |
| 建物 1階 | 165.82㎡ | 2階 | 158.28㎡ |
| 3階 | 59.00㎡ | 4階 | 47.26㎡ |
| 合計 | 430.36㎡ | | |
- (3) 開設年月 平成2年3月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,430人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	使用料	
		一般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無料
		150円	無料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無料
		120円	無料

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

外 観



4階展望室からの眺望



使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園陸上競技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-10
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 4階建て
 - (2) 面積 29,458㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和16年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
※平成31年3月1日 (大型映像装置等料金設定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 123,664人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分				単位	現行料金	改定後料金
	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下			
陸上競技場	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	7,750円	11,620円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合		1日につ き	無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき は、3,870円)	無料 (大会、講習会等に使用 するとき、又は市民以外 の者が使用するとき は、5,810円)
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	3,870円	5,800円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合			19,380円	29,070円
	個人使用	一般 高校生以下			1人1日 につき	310円	460円
						無料 (市民以外の者が使用す るときは、150円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、230円)
		一般 高校生以下			1人1年 につき	5,230円	7,840円
						無料 (市民以外の者が使用す るときは、2,610円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、3,920円)
	会議室				1室1時 間につ き	210円	据え置き
	役員室(大)					210円	据え置き
役員室(小)					150円	据え置き	
陸上競技場大型 映像装置	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合		1時間につ き	4,580円	据え置き
			アマチュアスポーツ以外に使用 する場合			9,160円	据え置き
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツに使用する 場合			2,290円	据え置き
			アマチュアスポーツ以外に使用 する場合			4,580円	据え置き
陸上競技場夜間 照明設備	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	全点灯	1時間につ き	20,880円	据え置き
				全点灯 の2分の 1点灯		10,440円	据え置き
				全点灯 の4分の 1点灯		5,210円	据え置き
				全点灯		41,750円	据え置き
			アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合	全点灯 の2分の 1点灯		20,880円	据え置き
				全点灯 の4分の 1点灯		10,440円	据え置き
				全点灯		10,440円	据え置き
				全点灯 の2分の 1点灯		5,210円	据え置き
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	全点灯		10,440円	据え置き
				全点灯 の2分の 1点灯		5,210円	据え置き
				全点灯 の4分の 1点灯		2,600円	据え置き
			アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合	全点灯		20,880円	据え置き
				全点灯 の2分の 1点灯		10,440円	据え置き
				全点灯 の4分の 1点灯		5,210円	据え置き

使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園硬式野球場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-7
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
 - (2) 面積 17,631㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和16年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 31,548人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分				単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	4,810円	7,210円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。)	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。)
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	1,570円	2,350円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			4,810円	7,210円
会議室				1室1時間につき	160円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園相撲場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造
 - (2) 面積 3,362㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和16年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 0人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	150円	220円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、220円)
アマチュアスポーツ以外に使用する場合				730円	1,090円

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
 - (2) 面積 16,268㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 昭和28年8月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 33,755人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用 入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般	1時間につき	7,850円	11,770円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,870円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、5,800円)
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が157,140円に満たない場合は、157,140円とする。)	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が235,710円に満たない場合は、235,710円とする。)
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般	1時間につき	3,870円
高校生以下			無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,310円)		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,960円)
アマチュアスポーツ以外に 使用する場合				19,590円	29,380円
会議研修室			1室1時間につき	100円	据え置き
役員記録室				100円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園第2球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 人工芝
 - (2) 面積 10,900㎡
 - (3) 開設年月 平成17年10月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 45,167人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	620円	930円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用すると きは、310円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (グリーンサンド)
- 2 所在地 秋田市八橋本町二丁目170-1
- 3 規模等
- (1) 構造等 グリーンサンドコート
 - (2) 面積 3,854㎡ (4面)
 - (3) 開設年月 昭和58年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,337人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、50円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、70円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (砂入り人工芝)
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 砂入り人工芝コート
 - (2) 面積 7,644㎡ (6面)
 - (3) 開設年月 昭和32年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,216人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	410円	610円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、300円)
	入場料を徴収しない場合	一般		210円	310円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、は、150円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園多目的グラウンド
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部ウレタン
 - (2) 面積 13,250㎡
 - (3) 開設年月 平成16年5月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 17,761人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 古川町街区公園土崎市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市土崎港西四丁目3-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 全面土
 - (2) 面積 9,400㎡
 - (3) 開設年月 昭和41年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,121人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)
全点灯	1,460円		据え置き	
部分点灯	1,040円	据え置き		

4
施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地野球場
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 35,800㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成3年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,079人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
野球場 1 面	17,900㎡	1 時間	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)
			610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
- (2) 面積 2,690㎡ (4面)
- (3) 開設年月 平成4年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,036人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	672.5㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 012)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 国指定重要文化財 旧黒澤家住宅
- 2 所在地 秋田市檜山字石塚谷地297番地99 (一つ森公園内)
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造
- (2) 面積
- | | |
|-----------|-----------|
| 土地借用地 | 1,526.98㎡ |
| 建物 旧黒澤家住宅 | 328.97㎡ |
| 管理棟 | 14.42㎡ |
| 合計 | 343.39㎡ |
- (3) 開設年月 昭和63年4月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,082人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	使用料	
		一般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無料
		150円	無料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無料
		120円	無料

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料

4 施設写真

主 屋 表 門



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園コミュニティ体育館
 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢141番地7
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 (2) 面積 2,688.88㎡
 (3) 開設年月 平成5年7月
 (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 39,342人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分				単位	使用料	
体育館	貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	1時間	520円
				高校生以下	260円	
					390円	
			全面の2分の1	一般	260円	
				高校生以下	120円	
					180円	
			全面の4分の1	一般	120円	
				高校生以下	60円	
					90円	
		市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	730円		
				1,090円		
			全面の2分の1	360円		
				540円		
			全面の4分の1	180円		
				270円		
		体育以外に使用するとき。	全面	1,570円		
	2,350円					

貸出区分				単位	使用料
体育館	貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用する とき。	全面	1時間	1,360円
		体育以外に使用 するとき。	全面		2,040円
	貸切使用で営利を目的と する場合		全面		4,710円
	照明設備				7,060円
					16,970円
					据え置き
					530円
					据え置き

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

※ 全面の面積は1,368㎡。

※ 市民が体育に使用するときは、高校生以下は原則無料であるが、上記使用料は、大会、講習会等に使用するとき又は市民以外の者が使用するときの額である。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市檜山字太田沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,713㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成14年5月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,815人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	856.5㎡	1時間	210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
			310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 014)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 一つ森公園弓道場
- 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢 6 2 - 1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨一部木造平屋建て
 - (2) 面積 194.51㎡ (射場 158.16㎡、的場 36.35㎡)
 - (3) 開設年月 平成12年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,803人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
個人使用	一般	午前使用	1人につき	150円	220円
		午後使用		150円	220円
		夜間使用		150円	220円
	高校生以下	午前使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
		午後使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
		夜間使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、 70円)
貸切使用	使用者が主として小学生、 中学生および高校生のために 使用する場合	1日使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、830円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 1,240円)	
		午前使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、310円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 460円)	
		午後使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 780円)	
		夜間使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、410円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 620円)	
	使用者が主として小学 生、中学生および高校 生以外の者のために使 用する場合	1日使用	2,510円	3,760円	
		午前使用	940円	1,410円	
		午後使用	1,570円	2,350円	
		夜間使用	1,250円	1,880円	

使用料等改定対象施設概要書 (No. 015-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 光沼近隣公園屋内多目的運動場 (光沼アリーナ)
- 2 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端77
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て
 - (2) 面積 1,151m²
 - (3) 開設年月 平成9年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 10,113人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	半面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、230円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 016-017)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 北野田公園アリーナ・テニスコート
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字小高37-1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て (アリーナ)
砂入り人工芝 (テニスコート)
 - (2) 面積 56,000㎡ (敷地面積)
 - (3) 開設年月 平成17年12月 (アリーナ)
平成18年 8月 (テニスコート)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 25,422人 (アリーナ)
21,591人 (テニスコート)
 - (6) 貸出区分・料金体系
別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分			単 位	現行料金	改定後料金
	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般 高校生以下			
アリーナ		入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき	1,880円	2,820円
			高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、940円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 1,410円)
	入場料を徴収しない場 合	一般	940円		1,410円	
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、470円)		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 700円)	
テニスコート		入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	1,040円	1,360円
			高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 680円)
	入場料を徴収しない場 合	一般	520円		680円	
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、260円)		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、 340円)	
会議室				1室1時間につき	150円	据え置き
北野田公園照明 設備	アリーナ照明設備			全点灯の5分 の1点灯1時間 につき	120円	据え置き
	テニスコート照明設備			1面点灯1時間 につき	190円	据え置き

使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園野球場
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 7,700㎡ (1面)
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,518人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
野球場1面	7,700㎡	1時間	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)
			610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
- (2) 面積 1,650㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 824人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	825㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 019)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野総合公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番地内
- 3 規模等
 - (1) 構造等 ウレタン
 - (2) 面積 1,905㎡ (3面)
 - (3) 開設年月 平成14年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,532人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	635㎡	1時間	100円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、50円)
			150円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、70円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 020)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋繰近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市泉中央六丁目3番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,540㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成10年6月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,035人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	使用料	
			一般	高校生以下
テニスコート1面	770㎡	1時間	210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)
			310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園バンガロー
- 2 所在地 秋田市仁別字水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造平屋建
- (2) 面積 31.68㎡ (4棟)
- (3) 開設年月 昭和56年
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 421人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金(限度額)
バンガロー1棟	7.92㎡	1日	534円
宿泊利用			801円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園オートキャンプ場
- 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 テントサイト33区画
- (2) 面積 2,597㎡
- (3) 開設年月 平成6年8月1日 (ピクニックの森オートキャンプ場)
平成11年4月27日 (新オートキャンプ場)
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 4,251人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金 (限度額)	
			市民が利用 する場合	市民以外が 利用する場合
オートキャンプ場 1区画・日帰り利用	電源、炊事棟、シャワー	1日	1,079円	2,158円
			1,618円	3,237円
オートキャンプ場 1区画・宿泊利用		1泊	2,158円	4,316円
			3,237円	6,474円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-3)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園トレーラーハウス
- 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 家型トレーラーハウス5台
- (2) 面積 8,000㎡
- (3) 開設年月 平成19年8月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,974人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	単位	利用料金 (限度額)	
			市民が利用 する場合	市民以外が 利用する場合
トレーラーハウス 1台・日帰り利用	冷暖房、キッチン、冷蔵庫、ト	1日	4,191円	6,286円
			6,286円	9,429円
トレーラーハウス 1台・宿泊利用	イレ、シャワー、 木製デッキ	1泊	11,524円	13,619円
			17,286円	20,428円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-4)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 19,500㎡ (7面)
- (3) 開設年月 平成6年8月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,677人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		一般	高校生以下
テニスコート1面	1時間	216円	108円
		310円	150円
夜間照明設備	1時間	580円	
		据え置き	

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-5)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 4コース32ホール
 - (2) 面積 29,000㎡
 - (3) 開設年月 平成15年11月1日
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,522人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		一般	高校生以下
グラウンド・ゴルフ場	1日	314円	157円
		471円	235円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-6)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園クアドーム・展望風呂付大広間
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 3 番地
 3 規模等
 (1) 構造等 RC造、膜屋根造、地上2階地下1階
 (2) 面積 11,582.47m²
 (3) 開設年月 平成3年8月29日
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 162,074人
 (6) 貸出区分・料金体系

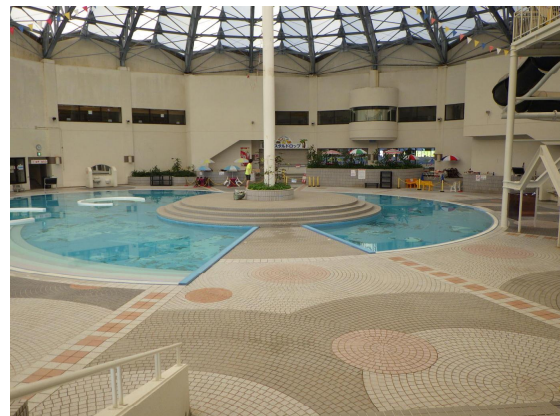
貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)		
		一般	中学生および 高校生	小学生以下
個人利用	1回	524円	419円	314円
		786円	628円	471円
	1年間	8,382円	6,286円	4,191円
		18,864円	15,072円	11,304円
団体利用	1回	471円	367円	262円
		706円	550円	393円
回数券	11枚綴り	5,240円	4,190円	3,140円
		7,860円	6,280円	4,710円

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合。

※ 3歳未満の利用者の利用料金は無料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-7)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園森林学習館
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 0 番地
 3 規模等
 (1) 構造等 木造 2 階建 (研修室、和室 6 室、浴室、食堂等)
 (2) 面積 693.57m²
 (3) 開設年月 昭和 6 3 年 4 月 1 日
 (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 13,979 人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	単位	利用料金 (限度額)	
		中学生以上	小学生
宿泊利用	1 泊	3,038円	2,410円
		4,557円	3,615円
入浴利用	1 人	314円	157円
		据え置き	据え置き
入浴利用回数券	1 1 枚綴り	3,140円	
		据え置き	

貸出区分名	利 用 料	
	4 時間まで	4 時間超
研修室 1 室	2,410円	5,971円
	据え置き	据え置き
和室 1 室	1,782円	3,562円
	据え置き	据え置き

※ 利用料金中、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

※ 宿泊利用とは、午後 4 時から翌日の午前 9 時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 022～240)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 都市公園
 2 所在地 秋田市千秋公園1番1号ほか
 3 規模等
 (1) 面積 4,201,700㎡
 (2) 開設年月 明治29年ほか
 (3) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (4) 公園内行為許可件数 令和4年度 262件
 (5) 貸出区分・料金体系

行為区分等		単位	使用料	
都市公園	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日	210円	
			310円	
	業としての写真又は映画の撮影	写真	1人1日	430円
				640円
		映画	1日	4,310円
				据え置き
	興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会もしくは催物又は花火もしくははのろしの打ち上げ	太平山リゾート公園(太平山スキー場第1駐車場に限る。)	営利を目的としない場合	1時間
				1時間
		その他の公園	使用面積6平方メートルまで	1日
				1日
		使用面積6平方メートルを超える3平方メートルまでごとに	430円	
			640円	
			210円	
			310円	

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



5 秋田市の都市公園一覧

名称	所在地	面積(㎡)
千秋公園	秋田市千秋公園1番1号	181,000
土崎街区公園	秋田市土崎港中央三丁目9番45号	5,000
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園1番10号	217,300
檜山街区公園	秋田市檜山南中町1番34号	1,500
琴平第一街区公園	秋田市土崎港中央六丁目10番11号	1,400
愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下6番23号	3,800
川尻西街区公園	秋田市川尻みよし町14番24号	1,700
堀反町街区公園	秋田市中通六丁目5番3号	2,700
新屋表町街区公園	秋田市新屋表町8番24号	2,700
土手谷地町街区公園	秋田市中通四丁目2番17号	1,200
中通六丁目街区公園	秋田市中通六丁目16番18号	1,500
檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町11番1号	5,000
保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁2番17号	1,300
川尻カイハ街区公園	秋田市川元開和町5番33号	1,300
川尻総社後街区公園	秋田市川尻みよし町1番8号	1,500
琴平第二街区公園	秋田市土崎港中央四丁目10番25号	1,800
山王第二街区公園	秋田市山王二丁目3番3号	2,200
天徳寺山墓地公園	秋田市泉字五庵山137番地の5	175,100
古川町街区公園	秋田市土崎港西四丁目3番1号	14,000
川元松丘街区公園	秋田市川元松丘町4番21号	1,300
檜山明田街区公園	秋田市東通館ノ越7番1号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
新屋大川端街区公園	秋田市新屋大川町4番1号	2,900
保戸野八丁街区公園	秋田市保戸野八丁16番1号	1,300
保戸野桜町街区公園	秋田市保戸野桜町8番1号	1,400
雄物岸街区公園	秋田市土崎港西二丁目4番7号	5,700
新屋新町街区公園	秋田市新屋栗田町23番20号	2,500
総社神社街区公園	秋田市川尻総社町14番6号	8,200
土崎駅東第三街区公園	秋田市土崎港北二丁目18番18号	3,500
川尻山ノ下街区公園	秋田市川元山下町5番8号	1,800
松美ヶ丘第三街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町16番30号	3,000
牛島第一街区公園	秋田市牛島東三丁目1番82号	1,100
山王第一街区公園	秋田市山王三丁目1番60号	6,600
中通三丁目街区公園	秋田市中通三丁目4番18号	4,000
桜第二街区公園	秋田市横森四丁目12番2号	2,000
熊野神社街区公園	秋田市牛島西三丁目10番8号	3,000
松美ヶ丘第一街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘北町19番1号	4,000
桜第一街区公園	秋田市横森三丁目3番1号	1,900
大森山公園	秋田市浜田字大森山29番地の1	693,100
飯島神社街区公園	秋田市飯島松根西町8番40号	4,600
豊町街区公園	秋田市新屋豊町19番40号	900
松美ヶ丘第四街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町20番30号	2,000
朝日第二街区公園	秋田市新屋朝日町1番50号	900
通り穴第一街区公園	秋田市将軍野桂町28番5号	1,000
御休下第二街区公園	秋田市山王六丁目6番6号	2,300
牛島東五丁目街区公園	秋田市牛島東五丁目7番35号	4,100
瀧中島街区公園	秋田市大住二丁目10番1号	800
栗田町第二街区公園	秋田市新屋栗田町8番3号	2,100
感恩講街区公園	秋田市大町六丁目2番54号	1,200
柳原新田第三街区公園	秋田市卸町三丁目5番4号	2,100
柳原新田第四街区公園	秋田市卸町四丁目8番20号	2,800
御休下第一街区公園	秋田市川尻御休町7番1号	3,200
川尻中島街区公園	秋田市山王中島町5番1号	2,200
松美ヶ丘第二街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘東町5番1号	1,000
田尻沢街区公園	秋田市新屋田尻沢西町2番15号	1,700
大町三丁目街区公園	秋田市大町三丁目3番40号	500
ポプラ団地街区公園	秋田市飯島西袋三丁目11番13号	1,100

名称	所在地	面積(㎡)
通り穴第二街区公園	秋田市将軍野桂町14番12号	900
外旭川吉学寺街区公園	秋田市外旭川八幡田一丁目11番24号	900
外旭川在家街区公園	秋田市外旭川八柳二丁目12番18号	500
旭川街区公園	秋田市旭川清澄町5番20号	1,900
児桜街区公園	秋田市寺内児桜二丁目9番1号	500
泉大畑街区公園	秋田市八橋大畑二丁目4番31号	700
松崎街区公園	秋田市下北手松崎字碓31番地の27	1,500
北浜街区公園	秋田市新屋北浜町9番3号	800
檜山石塚谷地街区公園	秋田市檜山石塚町1番1号	800
露野街区公園	秋田市仁井田新田三丁目8番8号	600
潟中島第一街区公園	秋田市大住三丁目10番6号	400
田尻沢第一街区公園	秋田市新屋田尻沢中町8番23号	900
田尻沢第二街区公園	秋田市新屋田尻沢西町13番1号	1,000
潟中島第二街区公園	秋田市大住四丁目2番14号	1,800
飯島西部街区公園	秋田市飯島川端三丁目3番21号	2,500
檜山登町街区公園	秋田市檜山登町12番45号	1,100
若松町街区公園	秋田市将軍野東四丁目9番10号	2,900
将軍野東三丁目街区公園	秋田市将軍野東三丁目6番12号	2,000
古城苑第一街区公園	秋田市添川字境内川原49番地	500
朝日第一街区公園	秋田市新屋朝日町15番1号	500
広面長沼街区公園	秋田市広面字長沼7番地の52	700
沼田近隣公園	秋田市山王中園町8番1号	10,100
雄物川河川緑地	秋田市茨島六丁目、七丁目地先	428,600
桜第一緑地	秋田市横森四丁目12番1号	500
桜第二緑地	秋田市横森四丁目14番1号	400
桜第四街区公園	秋田市桜二丁目8番4号	1,700
柳田街区公園	秋田市柳田字境田41番地の23	900
仁井田第一街区公園	秋田市仁井田新田二丁目8番5号	600
飯島堰越第一街区公園	秋田市飯島新町二丁目9番8号	1,700
飯島堰越第二街区公園	秋田市飯島新町一丁目13番6号	2,800
外旭川神田街区公園	秋田市外旭川字神田421番地の11	900
さつき台街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目17番14号	1,300
檜山緑地	秋田市檜山南中町1番9号	6,000
山王官公庁緑地	秋田市山王一丁目1番1号	12,000
手形街区公園	秋田市手形住吉町2番18号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
若葉町街区公園	秋田市川尻若葉町1番30号	2,000
あさひかわ第一街区公園	秋田市濁川字後田65番地の48	1,500
勝平台街区公園	秋田市新屋勝平台20番38号	700
花畑街区公園	秋田市新屋大川町25番17号	1,700
保戸野鉄砲町街区公園	秋田市保戸野鉄砲町12番40号	2,800
茨島街区公園	秋田市茨島六丁目5番39号	1,000
山王带状緑地	秋田市山王臨海町、川尻大川町地内	9,000
下夕野街区公園	秋田市川尻大川町6番1号	3,200
幕洗川街区公園	秋田市土崎港南二丁目3番66号	3,100
桜第三街区公園	秋田市桜二丁目21番1号	1,400
沼田街区公園	秋田市山王沼田町8番1号	2,400
二葉町第二街区公園	秋田市將軍野東二丁目11番18号	900
長面第二街区公園	秋田市横森五丁目24番30号	1,300
一つ森公園	秋田市檜山字石塚谷地297番地の7	700,800
長面第一街区公園	秋田市横森五丁目13番16号	700
本山町街区公園	秋田市土崎港中央四丁目1番65号	2,400
寺内蛭根街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目1番41号	3,800
保戸野千代田町街区公園	秋田市保戸野千代田町6番30号	3,000
御野場北部街区公園	秋田市御野場二丁目6番1号	2,600
御野場中央街区公園	秋田市御野場四丁目4番6号	4,700
御野場南部街区公園	秋田市御野場六丁目8番1号	7,800
朝日第三街区公園	秋田市新屋朝日町26番7号	200
朝日第四街区公園	秋田市新屋朝日町9番10号	500
桜第五街区公園	秋田市桜二丁目28番1号	500
城南苑街区公園	秋田市檜山城南新町7番12号	400
広面川崎街区公園	秋田市広面字川崎21番地の2	700
境川街区公園	秋田市浜田字境川53番地	1,200
市場西第三街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場233番地	2,100
神田第二街区公園	秋田市外旭川字神田841番地の14	900
川口街区公園	秋田市檜山川口境12番20号	1,800
広面釣瓶町街区公園	秋田市広面字釣瓶町176番地の2	1,300
手形山第一街区公園	秋田市手形山北町2番33号	1,000
飯島東第三街区公園	秋田市飯島西袋二丁目6番20号	2,400
前谷地近隣公園	秋田市外旭川字前谷地3番地	15,700
桜第六街区公園	秋田市桜四丁目7番3号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
市場西第二街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場232番地	1,700
牛島西二丁目第一街区公園	秋田市牛島西二丁目8番10号	1,300
瑞穂街区公園	秋田市仁井田栄町12番25号	600
市場西第一街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場155番地	2,100
油田街区公園	秋田市寺内油田三丁目10番2号	600
飯島第二街区公園	秋田市飯島新町三丁目4番17号	800
広面街区公園	秋田市下北手松崎字家ノ前97番地の1	600
泉上の町街区公園	秋田市泉南三丁目24番15号	1,800
広面野添街区公園	秋田市東通六丁目8番1号	2,700
桜第七街区公園	秋田市桜四丁目23番27号	1,300
広面鬼頭街区公園	秋田市東通五丁目9番5号	3,000
牛島西二丁目第二街区公園	秋田市牛島西二丁目4番13号	1,000
御所野第一街区公園	秋田市御所野下堤一丁目8番1号	2,500
中通二丁目広場	秋田市中通二丁目3番30号	800
広面鬼頭第二街区公園	秋田市広面字鬼頭34番地の5	3,100
新屋西第二街区公園	秋田市新屋日吉町22番1号	2,500
広面谷地眼街区公園	秋田市東通二丁目6番1号	2,800
泉大畑第二街区公園	秋田市泉北一丁目12番15号	2,600
太平山リゾート公園	秋田市仁別字マンタラメ213番地	910,100
泉銀の町街区公園	秋田市泉中央五丁目10番8号	2,600
手形中谷地街区公園	秋田市東通一丁目14番8号	1,800
八橋鯨沼街区公園	秋田市八橋鯨沼町3番7号	900
川尻上野街区公園	秋田市川尻上野町7番5号	1,000
御所野第二街区公園	秋田市御所野元町五丁目1番3号	4,400
新屋西第一街区公園	秋田市新屋日吉町43番17号	2,000
泉日吉町街区公園	秋田市泉中央二丁目10番15号	2,900
広面高田街区公園	秋田市東通三丁目4番1号	3,500
広面小沼街区公園	秋田市東通四丁目3番21号	1,700
御所野近隣公園	秋田市御所野湯本三丁目1番1号	18,800
泉道田街区公園	秋田市泉北四丁目11番14号	2,400
新屋西第三街区公園	秋田市新屋日吉町14番22号	1,300
泉大橋街区公園	秋田市泉中央一丁目21番21号	2,700
御所野第三街区公園	秋田市御所野地藏田二丁目10番地	2,900
友鳩街区公園	秋田市土崎港中央七丁目4番40号	400
卸町第一街区公園	秋田市卸町四丁目9番	2,500

名称	所在地	面積(㎡)
御所野総合公園	秋田市御所野地蔵田三丁目1番	114,300
御所野第四街区公園	秋田市御所野元町三丁目13番1号	2,500
秋操近隣公園	秋田市泉中央六丁目3番1号	19,000
大川端带状近隣公園	秋田市新屋元町、大川町、扇町地内	42,000
上通町街区公園	秋田市保戸野通町11番2号	200
飯島砂田街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地246番2	5,200
光沼近隣公園	秋田市土崎港相染町字沼端77番地	28,900
広面近隣公園	秋田市広面字碓1番地1	23,000
高清水公園	秋田市寺内鶴ノ木地内	23,400
拠点第一街区公園	秋田市東通仲町16番1号	7,500
通り穴第三街区公園	秋田市将軍野向山9番1号	600
仁井田第二街区公園	秋田市仁井田新田二丁目10番11号	500
御所野ふれあい地区公園	秋田市御所野地蔵田五丁目1番1号	39,000
八橋墓地	秋田市八橋本町六丁目12番30号	9,500
古城苑第二街区公園	秋田市添川字境内川原3番地31	400
栗田神社街区公園	秋田市新屋栗田町1番	3,100
野崎コミュニティ広場	秋田市河辺三内字野崎35番4、35番7および35番15	6,600
川反三丁目街区公園	秋田市大町三丁目1番1号	400
北野田公園	秋田市河辺北野田高屋字小高37番地1	56,000
御所野第5街区公園	秋田市御所野地蔵田四丁目70番	2,500
御所野堤台近隣公園	秋田市御所野堤台二丁目1番1	21,700
キャンパスタウン1号街区公園	秋田市下新城野中野字街道端西250番	2,100
泉ハイタウン街区公園	秋田市泉菅野二丁目1番70	2,700
下北手松崎街区公園	秋田市下北手字大沢田100番34	2,700
桜台中央公園	秋田市桜台二丁目5番11	6,000
桜台フラワーパーク	秋田市桜台三丁目22番9	2,400
桜台メイズパーク	秋田市桜台三丁目11番1	2,500
桜台こもれび公園	秋田市桜台一丁目60番	2,500
桜ガ丘第一街区公園	秋田市桜ガ丘二丁目1番11	2,000
桜ガ丘第二街区公園	秋田市桜ガ丘三丁目4番	4,400
桜ガ丘ひがし団地みはらし公園	秋田市桜ガ丘五丁目4番8	4,300
大平台四丁目街区公園	秋田市大平台四丁目5番24	2,600
大平台もみの木公園	秋田市大平台一丁目14番6	6,400
山手台ちゅうおう公園	秋田市山手台三丁目128番	3,100
山手台みはらし公園	秋田市山手台三丁目126番	4,600

名称	所在地	面積(㎡)
南ヶ丘一号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目4番1号	2,100
南ヶ丘二号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目18番1号	4,000
みなみの風公園	秋田市南ヶ丘一丁目3番3号	4,900
仁井田西潟敷第一街区公園	秋田市大住南二丁目12番25号	2,500
仁井田西潟敷第二街区公園	秋田市大住南二丁目7番27号	2,700
御野場第一街区公園	秋田市御野場新町四丁目7番95	3,500
御野場第二街区公園	秋田市御野場新町五丁目60番52	2,800
御野場第三街区公園	秋田市御野場新町三丁目7番130	2,600
御野場第四街区公園	秋田市御野場新町二丁目200番28	8,500
御野場第五街区公園	秋田市御野場新町一丁目30番28	3,100
飯島穀丁街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地1番12	2,800
あさひかわ第二街区公園	秋田市濁川字草刈場1番50	2,400
手形新栄町街区公園	秋田市手形新栄町地内	1,100
山手台おはなみ公園	秋田市山手台二丁目125番	2,000
山手台どんぐりやま公園	秋田市山手台三丁目129番	2,000
西部工業団地中央公園	秋田市新屋鳥木町1番163	5,600
西部工業団地帯状公園	秋田市新屋鳥木町1番190	3,200
西部工業団地南公園	秋田市新屋鳥木町1番115	2,700
西部工業団地北公園	秋田市新屋鳥木町1番187	3,400
新屋比内町街区公園	秋田市新屋比内町101番116	1,500
新屋大川町街区公園	秋田市新屋大川町51番111	1,300
新屋関町後街区公園	秋田市新屋町字関町後202番2	1,200
手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流地内	1,900

使用料等改定対象施設概要書 (No. 241)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市河辺岩見温泉交流センター
 2 所在地 秋田市河辺三内字外川原101番地1
 3 規模等
 (1) 構造等 木造一部鉄筋コンクリート造平屋建
 (2) 面積 602.21㎡
 (3) 開設年月 平成28年10月
 (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 64,950人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		回数券(12回券)	
		一般	小学生	一般	小学生
浴室		400円	200円	4,000円	2,000円
		500円	250円	5,000円	2,500円
和室		無料		/	/
		無料			

※ 使用料中 上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 242～249)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市西部市民サービスセンター (No. 242)
- 2 所在地 秋田市新屋扇町13番34号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 3,643.69㎡
 - (3) 開設年月 平成21年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 46,456人

4 施設写真



- 1 名称 秋田市北部市民サービスセンター (No. 243)
- 2 所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 5,581.54㎡
 - (3) 開設年月 平成23年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 77,053人

4 施設写真



- 1 名 称 秋田市河辺市民サービスセンター (No. 244)
- 2 所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎 3 8 番地 2
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
 - (2) 面積 3,362.45㎡
 - (3) 開設年月 昭和 6 3 年 7 月
 - (4) 施設の利用人数 令和 4 年度 12,772人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市雄和市民サービスセンター (No. 245)
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部 4 8 番地 1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
 - (2) 面積 3,724.22㎡
 - (3) 開設年月 昭和 6 3 年 3 月
 - (4) 施設の利用人数 令和 4 年度 9,920人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター (No. 246)
2 所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
(2) 面積 2,229.44㎡
(3) 開設年月 平成26年5月
(4) 施設の利用人数 令和4年度 38,202人
4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター別館 (No. 247)
2 所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
(2) 面積 1,632.00㎡
(3) 開設年月 平成30年7月
(4) 施設の利用人数 令和4年度 40,094人
4 施設写真



- 1 名 称 秋田市東部市民サービスセンター (No. 248)
2 所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
(2) 面積 2,538.98㎡
(3) 開設年月 平成27年8月
(4) 施設の利用人数 令和4年度 49,558人
4 施設写真



- 1 名 称 秋田市中心市民サービスセンター (No. 249)
2 所在地 秋田市山王一丁目1番1号
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造6階建
(2) 面積 1,966.54㎡
(3) 開設年月 平成28年5月
(4) 施設の利用人数 令和4年度 69,749人
4 施設写真



- 5 料金改定年月日 平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 (No. 242～249 共通) 令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）

6 貸出区分・料金体系 (No. 242～249 共通)

貸出区分名	用途・概要等	使用料（1時間）
多目的ホール	営利を目的としない場合	無料
多目的ホール	営利を目的とする場合 500㎡未満	2,090円
		2,460円
多目的ホール	営利を目的とする場合 500㎡以上	4,190円
		4,930円
地域文化ホール	営利を目的としない場合	無料
地域文化ホール	営利を目的とする場合 250㎡未満	1,570円
		1,850円
地域文化ホール	営利を目的とする場合 250㎡以上	4,190円
		4,930円
体育館	入場料を徴収しない場合 市民が体育に使用するとき。	無料
体育館	入場料を徴収しない場合 市民以外の者も参加する体育大会、講習会等に使用するとき。	540円
		640円
体育館	入場料を徴収しない場合 その他の催しに使用するとき。	1,070円
		1,260円
体育館	入場料を徴収する場合 体育に使用するとき。	910円
		1,070円
体育館	入場料を徴収する場合 その他の催しに使用するとき。	3,180円
		3,740円
体育館	営利を目的とする場合	11,380円
		13,390円
和室および洋室	営利を目的としない場合	無料
和室および洋室	営利を目的とする場合 50㎡未満1室につき	210円
		250円
和室および洋室	営利を目的とする場合 50㎡以上100㎡未満1室につき	410円
		480円
和室および洋室	営利を目的とする場合 100㎡以上150㎡未満1室につき	830円
		980円
和室および洋室	営利を目的とする場合 150㎡以上1室につき	1,250円
		1,470円

貸出区分名	用途・概要等	使用料（1時間）
音楽室、調理室および陶芸工作室	営利を目的としない場合	無料
音楽室、調理室および陶芸工作室	営利を目的とする場合 1室につき	410円
		480円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

使用料等改定対象施設概要書 (No. 250)

所管部局 (福祉保健部)

- 1 名称 河辺総合福祉交流センター
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
- (2) 面積 2,110.69㎡
- (3) 開設年月 平成11年6月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,989人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	現行使用料	改定使用料
施設	三世代交流ホール	1室1回につき	22,000円 (5,500円)	13,200円 (3,300円)
	高齢者カルチャールーム		4,400円	2,600円
	調理実習室		(1,100円)	(650円)
	健康学習室			

※ 1回の使用時間は、連続する4時間。

※ 使用料中、()内は1時間あたりの延長料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 251)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名 称 秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園 (椿台第一農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地16ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、四阿、体験学習館 (農機
具庫、農機具、トイレ、体験室))
 - (2) 面積 1,300㎡ (12区画)
 - (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 11人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園	1平方メートルにつき	105円
		----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 252)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和前椿岱地区市民農園 (椿台ヒルズ市民農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地17ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、交流会館 (農機具、農機具庫、トイレ、休息室))
 - (2) 面積 2,309㎡ (29区画)
 - (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 23人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和前椿岱地区市民農園	1平方メートルにつき	105円
		----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 253)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名 称 秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園 (椿台スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地13ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、駐車場、水道、東屋、トイレ)
 - (2) 面積 5,719㎡ (115区画)
 - (3) 開設年月 平成19年5月 (開設から16年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 91人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園	1平方メートルにつき	105円
		----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 254)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市仁井田地区市民農園 (仁井田スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市仁井田字小中島163番地1ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、トイレ、駐車場、水道)
 - (2) 面積 17,115㎡ (341区画)
 - (3) 開設年月 平成21年4月 (開設から14年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 327人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市仁井田地区市民農園	1平方メートルにつき	115円 ----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 255)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和体験学習館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 183㎡
 - (3) 開設年月 平成8年3月 (築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室1	和室 (52㎡)	310円	310円	370円
		200円	200円	240円
研修室2	和室 (26㎡)	310円	310円	370円
		200円	200円	240円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 256)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和椿台交流会館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地21
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 130㎡
 - (3) 開設年月 平成8年1月(築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日(受益と負担の適正化に伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 40人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室	和室 (17㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円
休憩ホール	洋室 (18㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円
交流ホール	洋室 (35㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 257)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市リフレッシュガーデン
 2 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号
 3 規模等
 (1) 構造等 9ホール、1,195ヤード、パー29
 (付帯施設：管理棟、機械格納庫)
 (2) 面積 93,975㎡
 (3) 開設年月 平成5年4月 (開設から30年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 平成29年4月1日 (業務委託への移行に伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,746人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設	区分		単位	金額
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,630円
				2,445円
		高校生以下		無料
				無料
	日曜日、 土曜日お よび休日	一般	1人3月につき	2,640円
				3,455円
		高校生以下		無料
				無料
		1人1年間につき	50,920円	
			73,350円	

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 258)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市中高年齢労働者福祉センター
 2 所在地 秋田市八橋南一丁目8番7号
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建
 (2) 面積 2,822.37㎡
 (3) 開設年月 昭和58年11月(築39年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 77,054人
 (6) 貸出区分・料金体系

区分		用途・概要等	利用料金の限度額			
			午前	午後	夜間	回数券 11回
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	
教養施設	第一研修室	95.35㎡	1,079円	1,079円	1,184円	-
			1,618円	1,618円	1,776円	
	第二研修室	45.25㎡	534円	534円	639円	-
			801円	801円	958円	
	講習室	53.28㎡	534円	534円	639円	-
801円			801円	958円		
第一クラブ室	36.48㎡	639円	639円	754円	-	
第二クラブ室	個人	-	210円	210円	210円	-
			315円	315円	315円	
体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	210円	210円	210円	2,100円
			315円	315円	315円	3,150円
	スポーツサウナ	個人	-	550円	550円	550円
			825円	825円	825円	8,250円

※11月1日から翌年の3月31日までの間に専用の区分の施設を利用する場合は、暖房の利用料金として、当該施設の利用料金の限度額の3割に相当する額を加算する。

※利用料金のうち、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 259)

所管部局 (産業振興部)

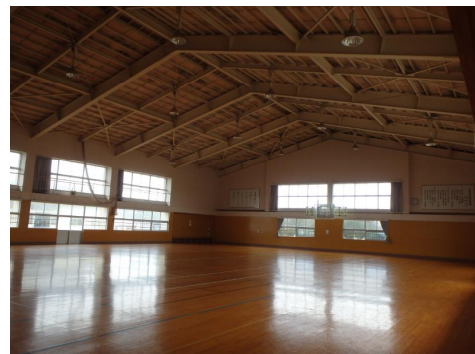
- 1 名称 秋田市勤労者体育センター
- 2 所在地 秋田市新屋鳥木町2番55号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建
 - (2) 面積 996.56㎡
 - (3) 開設年月 昭和62年4月(築36年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,161人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	利用料金の限度額					
		午前9時～ 午前11時	午前11時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時
専用利用	全面 812.5 ㎡	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円
	半面 406.25 ㎡	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円
個人利用	—	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円

※専用利用の場合であって照明設備を利用するときは、1時間につき330円を加算する。

※利用料金のうち、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 260)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市勤労者総合福祉センター
 2 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付5階建
 (2) 面積 10,153.51㎡
 (3) 開設年月 平成4年11月(築30年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 169,139人
 (6) 貸出区分・料金体系
 教養文化施設

区分	用途・概要等	利用料金の限度額		
		午前	午後	夜間
		午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時
多目的ホール	415㎡	27,500円	27,500円	27,500円
		22,874円	22,874円	22,874円
第1リハーサル室	47㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		2,591円	2,591円	2,591円
第2リハーサル室	68㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		3,300円	3,300円	3,300円
第1会議室	182㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		9,900円	9,900円	9,900円
第2会議室	66㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		3,638円	3,638円	3,638円
第3会議室	104㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,732円	5,732円	5,732円
第4会議室	113㎡	-	-	-
		6,228円	6,228円	6,228円
和室文化教室	44㎡	4,400円	4,400円	4,400円
		2,425円	2,425円	2,425円
茶室	23㎡	4,400円	4,400円	4,400円
		2,200円	2,200円	2,200円
文化教室	42㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
和室サークル室第1	24㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		1,323円	1,323円	1,323円
和室サークル室第2	24㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		1,323円	1,323円	1,323円

サークル室	52㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		2,866円	2,866円	2,866円
防音サークル室	37㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
第1研修室	39㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
第2研修室	39㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
視聴覚室	94㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,181円	5,181円	5,181円
パソコン実習室	117㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		据え置き	据え置き	据え置き
調理実習室	107㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,898円	5,898円	5,898円
美術工芸室	110㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		据え置き	据え置き	据え置き

※利用者が営利を目的として利用する場合又は入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の3倍に相当する額とする。

体育施設

区分		用途・概要等	利用料金の限度額		
			午前	午後	夜間
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時
体育館（全面）	専用	1300㎡	8,800円	8,800円	8,800円
			13,200円	13,200円	13,200円
体育館（半面）	専用	650㎡	4,400円	4,400円	4,400円
			6,600円	6,600円	6,600円
エクササイズルーム	専用	80㎡	2,200円	2,200円	2,200円
			3,300円	3,300円	3,300円
体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ、浴室およびロッカー室	個人	—	660円	660円	660円
			990円	990円	990円

※利用者が、営利を目的として利用し、又は入場料もしくはこれに類するものを徴収して利用できる施設は、体育館(全面)とする。この場合において、その利用に係る利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の6倍に相当する額とする。

※教養文化施設および体育施設の利用料金のうち、
上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 261)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市農山村地域活性化センター
 2 所在地 秋田市上新城五十丁字小林190番地1
 3 規模等
 (1) 構造等 (旧校舎) 鉄筋コンクリート造2階建
 (旧体育館) 鉄骨造1階建
 (2) 面積 (旧校舎) 1,826㎡
 (旧体育館) 853㎡ 渡り廊下部分含む
 (3) 開設年月 (旧校舎) 平成3年3月 (旧体育館) 平成2年1月
 ※さとびあとしては、平成31年4月に開設
 (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 12,407人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設	用途・概要等	利用料金 (限度額)	
		単位	金額
研修室1	57.6㎡	1時間 につき	138円
			207円
研修室2	68.0㎡		163円
			244円
研修室3	85.0㎡		205円
			307円
研修室4	67.5㎡		162円
			243円
多目的ホール	838.94㎡		405円
		607円	
冷房設備	研修室1～4	82円	
		123円	
暖房設備	研修室1～4	92円	
		138円	
照明設備	多目的ホール	102円	
		据え置き	

※金額のうち、上段は現行利用料金、下段は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 262-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設
- 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平屋建て
 - (2) 面積 4.97㎡
 - (3) 開設年月 平成8年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 40人
 - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	温泉供給料金	
	単位	金額
温泉供給施設 (4.97㎡)	1口 (20リットル) につき	22円
		33円

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



【外観】



【内観】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 262-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和ふるさと温泉
 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
 (2) 面積 1,720.13㎡
 (3) 開設年月 平成7年12月
 (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 93,825人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分		利用料金 (限度額)	
			単位	金額
個室 (22.68㎡)	宿泊利用	一般	1人1泊につき	3,635円
		小学生以下		5,452円
	休憩利用		1室につき	2,457円
				3,685円
大広間 (99.9㎡)	休憩利用	一般	1人につき	3,206円
		小学生以下		4,809円
				267円
浴室 (242.2㎡)	一般		1人1回につき	400円
				小学生以下
家族風呂 (47㎡)	一般		1回につき	367円
	小学生以下			500円
				183円
				250円
				534円
				801円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



【大広間】



【個室】



【浴室】



【浴室（サウナ室）】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 263)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田港振興センター
- 2 所在地 秋田市土崎港西一丁目8番24号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
 - (2) 面積 1,482.15㎡
 - (3) 開設年月 平成8年8月
 - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 56,557人
 - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分		利用料金の限度額 (1時間につき)	
多目的ホール (696㎡)	営利を目的としない場合	入場料を徴収しないとき	市民	419円
			市民以外の者	838円
		入場料を徴収するとき	市民	838円
			市民以外の者	1,676円
	営利を目的とする場合			3,352円
				5,024円
多目的ホール以外の施設	専用して利用する面積1㎡当たり		5円	
			7円	

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



【多目的ホール】



【大広間1】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 264)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光交流館
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 1,395㎡
 - (3) 開設年月 平成8年9月
 - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 21,226人
 - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分	利用料金の限度額	
		単位	金額
イベントホール (237㎡)	入場料を徴収しない場合	1時間につき	314円
			471円
	入場料を徴収する場合		524円
			786円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



【イベントホール】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 265)

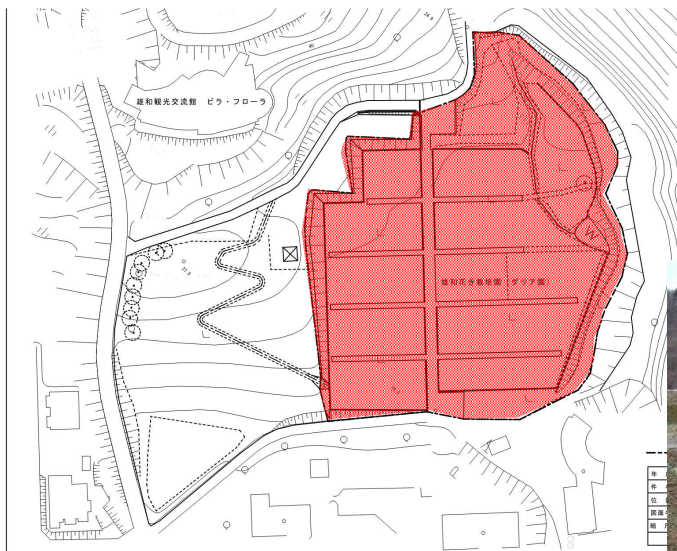
所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
 - (1) 面積 5,382㎡
 - (2) 開設年月 昭和60年6月
 - (3) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 22,059人
 - (5) 貸出区分・料金体系

区分	利用料金の限度額	
	単位	金額
個人	1人につき	419円
		----- 628円
団体 (20人以上)	1人につき	314円
		----- 471円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真等



【配置図】



【全景】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 266)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和観光農産物加工所
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平屋建て
 - (2) 面積 499㎡
 - (3) 開設年月 平成6年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 124人
 - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等		利用料金の限度額	
		単位	金額
特産加工棟 (499㎡)	大加工室 (74㎡)	1月につき	22,000円 ----- 33,000円
	加工室1 (20㎡)	1月につき	2,200円 ----- 3,300円
	加工室2 (27㎡)	1月につき	2,200円 ----- 3,300円
	加工室3 (40㎡)	1月につき	2,200円 ----- 3,300円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



【大加工室】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 267)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市ポートタワー
- 2 所在地 秋田市土崎港西一丁目9番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造7階建て
 - (2) 面積 4,594.11㎡
 - (3) 開設年月 平成6年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 388,546人
 - (6) 貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用料金の限度額	
	利用区分等	金額
イベントホール (186㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	4,400円
		6,600円
ポートシアター (172㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	3,960円
		5,940円
3階展望室 (197.4㎡)	午前利用、午後利用、夜間利用	4,263円
		6,394円
物販店舗 (463㎡)	店舗面積1㎡当たり、1月につき	2,975円
		4,462円
飲食店舗 (288㎡)	特定店舗面積1㎡当たり、1月につき	2,095円
		3,142円
回廊スペース (14㎡)	1㎡当たり、1日につき	73円
		109円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

※特定店舗面積：厨房面積に100分の250を乗じて得た面積

4 施設写真



【イベントホール】



【ポートシアター】

使用料等改定対象施設概要書 (No. 268)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市にぎわい交流館
- 2 所在地 秋田市中通一丁目4番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造 地下1階、地上4階
 - (2) 面積 5,130.01㎡
 - (3) 開設年月 平成24年6月
 - (4) 料金改定年月日 平成26年3月25日 (消費税率引き上げに伴う改定)
平成31年3月19日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 212,835人 (にぎわい交流館)
327,427人 (にぎわい広場)
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

施設の名称等	利用区分および利用料金の限度額			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで
にぎわい広場 (1,654㎡)	3,457円	3,457円	2,933円	2,410円
	5,185円	5,185円	4,399円	3,615円
展示ホール (354.2㎡)	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円
アート工房1 (62.6㎡)	2,724円	2,724円	2,410円	1,991円
	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円
アート工房2 (55.7㎡)	2,514円	2,514円	2,200円	1,782円
	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円
多目的ホール (299.6㎡)	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
	据置	据置	据置	据置
多目的室1 (64.7㎡)	1時間につき			849円
	1時間につき			994円
多目的室2 (14.0㎡)	1時間につき			220円
				据置
多目的室3 (14.0㎡)	1時間につき			231円
				据置
多目的室4 (46.4㎡)	1時間につき			482円
	1時間につき			713円
多目的室5 (46.8㎡)	1時間につき			492円
	1時間につき			719円
ピアノ練習室 (21.5㎡)	1時間につき			220円
	1時間につき			330円
研修室1 (85.9㎡)	3,982円	3,982円	3,457円	2,829円
	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円
研修室2 (50.2㎡)	2,305円	2,305円	1,886円	1,571円
	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円
研修室3 (35.6㎡)	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室4 (32.0㎡)	1,257円	1,257円	1,048円	943円
	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円
研修室5 (35.6㎡)	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室6 (36.5㎡)	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円
和室1～2 (11.6㎡)	471円	471円	409円	335円
	613円	613円	533円	436円
和室3 (6.3㎡)	251円	251円	220円	178円
	328円	328円	288円	233円
飲食店舗	特定店舗面積1㎡1月につき			2,514円
	特定店舗面積1㎡1月につき			3,771円

※限度額：上段は現行料金、下段は改定後料金

※特定店舗面積：厨房面積に100分の250を乗じて得た面積

使用料等改定対象施設概要書 (No. 269)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立体育館
- 2 所在地 秋田市八橋本町六丁目12番20号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 12,285.61㎡ (延床面積)
 - (3) 開設年月 平成6年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
※平成28年10月1日 (手動式移動仮設席料金設定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186,285人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分				単位	現行料金		改定後料金	
					一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)	2,350円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、1,170円)
				全面の3分の2	1,040円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、520円)	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)
				全面の3分の1	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	全面		2,200円		3,300円
				全面の3分の2		1,460円		2,200円
				全面の3分の1		730円		1,100円
			その他の催しに使用するとき。	全面		4,710円		7,060円
				全面の3分の2		3,140円		4,710円
				全面の3分の1		1,570円		2,350円
			入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面		4,080円	
				全面の3分の2		2,720円		4,080円
				全面の3分の1		1,360円		2,040円
			その他の催しに使用するとき。	全面		14,140円		21,210円
				全面の3分の2		9,420円		14,140円
				全面の3分の1		4,710円		7,070円
		営利を目的とする場合		全面		50,910円		76,360円
				全面の3分の2		33,940円		50,910円
				全面の3分の1		16,970円		25,450円
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
				市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		730円		1,090円
			その他の催しに使用するとき。		1,570円		2,350円	
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		1,360円		2,040円	
			その他の催しに使用するとき。		4,710円		7,060円	
		営利を目的とする場合			16,970円		25,450円	
多目的ホール		市民が体育に使用する場合		1室1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)
		その他の場合			620円		930円	
卓球室		市民が体育に使用する場合			410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)
		その他の場合			620円		930円	
会議室	大会議室			310円			据え置き	
	小会議室			150円			据え置き	
個人使用	ジョギングコース		1回につき	100円	無料 (市民以外の者が使用するときは、50円)	150円	無料 (市民以外の者が使用するときは、70円)	
照明設備	メインアリーナ		全点灯の6分の1点灯1時間につき		440円		据え置き	
	サブアリーナ		一式1時間につき		530円		据え置き	
	多目的ホール				100円		据え置き	
冷房設備	メインアリーナ				100円		据え置き	
					2,760円		据え置き	
	サブアリーナ				250円		据え置き	
	大会議室				110円		据え置き	
	多目的ホール				120円		据え置き	
暖房設備	メインアリーナ				3,850円		据え置き	
					240円		据え置き	
	大会議室				100円		据え置き	
	多目的ホール				110円		据え置き	
卓球室					110円		据え置き	
					60円		据え置き	
スポットライト					60円		据え置き	
フットライト					60円		据え置き	
手動式	営利を目的としない場合		1ブロック1日につき		170円		据え置き	
移動仮設席	営利を目的とする場合				5,560円		据え置き	

使用料等改定対象施設概要書 (No. 270)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立茨島体育館
- 2 所在地 秋田市茨島一丁目4番71号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造3階建て
 - (2) 面積 2,322.52㎡ (延床面積)
 - (3) 開設年月 昭和60年11月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 32,207人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 271)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立河辺体育館
- 2 所在地 秋田市河辺和田字上中野186番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 2,204.82㎡ (延床面積)
 - (3) 開設年月 昭和53年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 9,569人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 272)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立雄和体育館
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部95番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 2,570.55㎡ (延床面積)
 - (3) 開設年月 昭和51年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 8,119人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 273)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市立雄和南体育館
- 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字陳笠 2 5 9 番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 2 階建て
 - (2) 面積 1,121.04m² (延床面積)
 - (3) 開設年月 昭和 6 2 年 3 月
 - (4) 料金改定年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日
平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 3,678 人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系 (No. 270～273共通)

区 分				単位	現行料金		改定後料金		
					一般	高校生以下	一般	高校生以下	
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)	
				片面(茨島体育館)	260円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、120円)	390円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、190円)	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。				730円	1,090円	
			その他の催しに使用するとき。				1,570円	2,350円	
			入場料を徴収する場合		体育に使用するとき。		1,360円	2,040円	
			その他の催しに使用するとき。		4,710円	7,060円			
	営利を目的とする場合				16,970円	25,450円			
	柔道場(茨島体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
	剣道場(茨島体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
	トレーニング室(茨島体育館)				160円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)	240円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)	
小体育館(雄和体育館)				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)		
ミーティングルーム(茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館)					50円		据え置き		
照明設備(体育館)				一式1時間につき	530円		据え置き		

使用料等改定対象施設概要書 (No. 274)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市勝平屋内ゲートボール場
- 2 所在地 秋田市新屋豊町1番31号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て
 - (2) 面積 996.28㎡
 - (3) 開設年月 平成3年12月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 4,880人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、230円)
照明設備			100円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 275)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市勝平市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市新屋豊町153番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部芝
 - (2) 面積 23,547㎡
 - (3) 開設年月 昭和62年10月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,510人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	現行料金		改定後料金	
			一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に 使用するとき、又は 市民以外の者が使 用するときは、 210円)	610円	無料 (大会、講習会等に 使用するとき、又は 市民以外の者が使 用するときは、 300円)
照明設備		全点灯	1,250円		据え置き	
		A点灯	940円		据え置き	
		B点灯	730円		据え置き	
		C点灯	210円		据え置き	

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 276)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市河辺岩見三内野球場
- 2 所在地 秋田市河辺三内字上野58番地2
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部芝
 - (2) 面積 26,873㎡
 - (3) 開設年月 昭和57年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,326人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 277)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市河辺和田野球場
- 2 所在地 秋田市河辺和田字和田 2 2 4 番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部芝
 - (2) 面積 14,733.54m²
 - (3) 開設年月 昭和59年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,291人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 278)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市河辺戸島野球場
- 2 所在地 秋田市河辺戸島字上野50番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 全面土
 - (2) 面積 12,000㎡
 - (3) 開設年月 昭和62年11月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 3,283人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 279)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市雄和新波野球場
- 2 所在地 秋田市雄和新波字寺沢31番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 土一部芝
 - (2) 面積 11,521㎡
 - (3) 開設年月 昭和53年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,009人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 280)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市スポパークかわべ
- 2 所在地 秋田市河辺岩見字萱森上野17番地2
- 3 規模等
 - (1) 構造等 全面芝
 - (2) 面積 65,171.05㎡
(サッカー場9,750㎡、多目的広場11,952㎡、
グラウンドゴルフ場19,235㎡)
 - (3) 開設年月 平成15年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 12,205人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	現行料金	改定後料金
貸切使用	サッカー場	一般	1面1時間につき	1,570円	据え置き
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、520円)	据え置き
	多目的広場	一般		410円	610円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円)
個人使用	グラウンドゴルフ場	一般	1人1日につき	260円	390円
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円)

4 施設写真



写真：左上 サッカー場
左下 多目的広場
右上 グラウンドゴルフ場

使用料等改定対象施設概要書 (No. 282)

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市雄和花の森テニスコート
- 2 所在地 秋田市雄和石田字蟹沢41番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 砂入り人工芝コート
 - (2) 面積 1,814㎡（2面）
 - (3) 開設年月 平成12年2月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,824人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	現 行 料 金	改 定 後 料 金
貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	310円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 150円 ）
照明設備			270円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 283)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 秋田市民交流プラザ
- 2 所在地 秋田市東通仲町4番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
- (2) 面積 7,552.33㎡
- (3) 開設年月 平成16年7月16日
- (4) 料金改定年月日 平成18年4月1日
平成24年7月1日
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 126,473人
- (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名		用途・概要等	使用料 (1時間につき)		
			現行料金	改定後料金	
きらめき広場	全面	600㎡	6,240	9,360	
	1区画	50㎡	520	780	
音楽交流室	A	35㎡	730	800	
	B	25㎡	520	570	
	C	25㎡	520	570	
	D	105㎡	1,100	1,650	
多目的ホール	全面	410㎡	4,290	6,430	
	A区画	230㎡	2,410	3,610	
	B区画	180㎡	1,880	2,820	
市民活動センター	洋室A	35㎡	360	540	
	洋室B	55㎡	570	850	
	洋室C	全面	120㎡	1,240	1,860
		片面	60㎡	620	930
	和室	65㎡	670	1,000	
	和室-1	30㎡	310	460	
	和室-2	35㎡	360	540	
調理室	50㎡	520	780		

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 284)

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市大森山動物園
- 2 所在地 秋田市浜田字潟端154番地
- 3 規模等
- (1) 飼育動物数他 93種533点（R5.8月末現在）
全65施設（動物関連施設43施設、管理施設22施設）
- (2) 面積 総面積 150,070㎡（うち水面面積20,100㎡）
- (3) 開設年月 昭和48年9月1日
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 入園者数 275,174人（令和4年度）
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	入 園 料			
		一 般	高校生	中学生	小学生
個人（当日券）	1人1回につき	730円	0円	0円	0円
		800円	800円	400円	200円
個人（年間パスポート）	1人1年間につき	1,250円	0円	0円	0円
		2,000円	2,000円	1,000円	500円
団体	1人1回につき (20人以上)	530円	0円	0円	0円
		600円	600円	200円	0円

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

動物園入口（ビジターセンター）



サル舎（天空の楽猿）



使用料等改定対象施設概要書 (No. 285)

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立秋田城跡歴史資料館
- 2 所在地 秋田市寺内焼山9番6号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造平屋建
 - (2) 面積 324.00㎡
 - (3) 開設年月 平成28年4月16日
 - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 11,697人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	観 覧 料	
		一 般	高校生以下
個 人	1 人につき	210円	無 料
		310円	無 料
団 体 20人以上	1 人につき	160円	無 料
		240円	無 料
年間観覧料 (納付をした日から起算して1年間)	1 人につき	310円	無 料
		460円	無 料

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 286)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 赤れんが郷土館
- 2 所在地 秋田市大町三丁目3番21号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 赤れんが館：れんが造2階建
新館：鉄筋コンクリート造3階建
収蔵庫棟：鉄筋コンクリート造3階建
 - (2) 面積 計1,899.99㎡
 - (3) 開設年月 昭和60年7月 (開設から38年)
 - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 利用者数 16,693人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区 分	用途・概要等	観覧料
普通観覧料		210円
		310円
団体観覧料	20人以上で適用	160円
		240円
共通観覧料(普通)	民俗芸能伝承館と旧金子家住宅も 観覧可能	260円
		370円
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	210円
		290円
年間観覧料	年間パスポート (1年間有効)	520円
		770円

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

外観



新館 (勝平得之記念館)



使用料等改定対象施設概要書 (No. 287)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 民俗芸能伝承館
- 2 所在地 秋田市大町一丁目3番30号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造5階建
 - (2) 面積 1,340.02㎡
 - (3) 開設年月 平成4年8月(開設から31年)
 - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 利用者数 観覧者 32,706人(旧金子家住宅と共通)、使用者 5,490人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	観覧料	使用料			
			午前	午後	夜間	全日
			9:00~12:30	13:00~16:30	17:30~21:00	9:00~21:00
普通観覧料	旧金子家住宅も観覧可能	100円	-	-	-	-
		130円	-	-	-	-
団体観覧料	20人以上で適用	80円	-	-	-	-
		100円	-	-	-	-
共通観覧料(普通)	赤れんが郷土館と旧金子家住宅も観覧可能	260円	-	-	-	-
		370円	-	-	-	-
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	210円	-	-	-	-
		290円	-	-	-	-
第一会議室	和室 26.00㎡	-	210円	210円	210円	630円
		-	280円	280円	280円	840円
第二会議室	和室 21.60㎡	-	210円	210円	210円	630円
		-	230円	230円	230円	690円
第一練習室	洋室(舞台付) 75.00㎡ 第二練習室と通して使用可能	-	830円	830円	830円	2,490円
		-	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き
第二練習室	洋室 82.50㎡ 第一練習室と通して使用可能	-	830円	830円	830円	2,490円
		-	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き
第三練習室	和室(能舞台付) 159.00㎡	-	1,670円	1,670円	1,670円	5,010円
		-	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き
展示ホール	212.92㎡	-	-	-	2,300円	-
		-	-	-	据え置き	-

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

外観



展示ホール



使用料等改定対象施設概要書 (No. 288)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 旧金子家住宅
- 2 所在地 秋田市大町一丁目3番31号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造2階建
 - (2) 面積 457.78㎡
 - (3) 開設年月 平成17年7月 (開設から18年)
 - (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 利用者数 観覧者 32,706人 (民俗芸能伝承館と共通)、使用者 351人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	観覧料	使用料	
			午前	午後
			9:00~12:30	13:00~16:30
普通観覧料	民俗芸能伝承館も観覧可能	100円	-	-
		130円	-	-
団体観覧料	20人以上で適用	80円	-	-
		100円	-	-
共通観覧料(普通)	赤れんが郷土館と民俗芸能伝承館も観覧可能	260円	-	-
		370円	-	-
共通観覧料(団体)	20人以上で適用	210円	-	-
		290円	-	-
和室	26.00㎡	-	1,250円	1,250円
		-	1,870円	1,870円
土蔵	69.00㎡	-	1,570円	1,570円
		-	2,350円	2,350円

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

外観



土蔵



使用料等改定対象施設概要書 (No. 289)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 国指定名勝 旧秋田藩主佐竹氏別邸 (如斯亭) 庭園
- 2 所在地 秋田市旭川南町2番73号
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造
- (2) 面積
- | | | | | |
|----|------|------------------------|-----|----------------------|
| 土地 | 市所有地 | 3,770.38m ² | 借用地 | 366.41m ² |
| 建物 | 主屋 | 148.23m ² | 清音亭 | 8.68m ² |
| | 農具小屋 | 18.60m ² | 管理棟 | 44.67m ² |
| | 合計 | 220.18m ² | | |
- (3) 開設年月 平成29年10月21日
- (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,812人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	入園料	
		一般	高校生以下
個人	1人につき	210円	無料
		310円	無料
団体 20人以上	1人につき	160円	無料
		240円	無料
年間入園料 納付日から1年	1人につき	520円	無料
		780円	無料

※上段は現行料金、下段は改定後料金

4 施設写真

主 屋



庭 園



使用料等改定対象施設概要書 (No. 290～329)

(No. 330～349)

(No. 350～352)

所管部局 (教育委員会)

- 1 小学校 40校 (詳細は別紙)
- 2 中学校 20校 (詳細は別紙)
- 3 高等学校等 3校 (詳細は別紙)
- 4 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- 5 施設の利用件数 令和4年度
秋田商業高等学校 17件
御所野学院高等学校 10件

※ 利用人数については集計していないため、利用件数のみ集計

6 貸出区分・料金体系

区分		使用料	
		単位	金額
校舎	屋内運動場	1回につき	430円
			----- 640円
	教室		100円
			----- 150円
屋外運動場			210円
			----- 310円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

1 小学校

名 称	所在地	規模等
		①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,336㎡、1,258㎡、7,347㎡ ③明治7年6月17日
明德小学校	千秋公園1番13号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②5,384㎡、1,084㎡、11,789㎡ ③明治16年4月28日
築山小学校	檜山古川新町55番地の1	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,135㎡、1,038㎡、6,179㎡ ③明治16年11月1日
旭北小学校	山王三丁目1番35号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,861㎡、1,092㎡、6,400㎡ ③明治20年9月16日
中通小学校	中通五丁目8番22号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,368㎡、902㎡、5,448㎡ ③明治25年5月31日
旭南小学校	旭南一丁目15番1号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,025㎡、1,229㎡、9,189㎡ ③明治42年12月4日
牛島小学校	牛島東六丁目6番1号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,113㎡、1,252㎡、9,956㎡ ③明治8年3月31日
川尻小学校	川尻みよし町8番31号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,197㎡、1,012㎡、7,334㎡ ③明治7年9月14日
旭川小学校	手形字才ノ浜63番地	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,459㎡、1,016㎡、5,430㎡ ③明治7年5月25日
土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,455㎡、957㎡、4,209㎡ ③明治7年4月25日
港北小学校	土崎港北四丁目6番1号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②7,084㎡、1,238㎡、15,826㎡ ③昭和23年4月8日
土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,245㎡、980㎡、5,471㎡ ③昭和36年4月1日
高清水小学校	将軍野南一丁目2番16号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,458㎡、1,248㎡、13,358㎡ ③明治11年11月5日
広面小学校	広面字蟹沢29番地	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,762㎡、1,042㎡、11,435㎡ ③明治7年11月3日
日新小学校	新屋栗田町24番1号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,083㎡、836㎡、2,769㎡ ③明治7年7月7日
太平小学校	太平目長崎字上目長崎144番地	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②2,097㎡、518㎡、6,198㎡ ③明治7年7月7日

名 称	所在地	規模等 ①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地の2	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,668㎡、1,073㎡、10,701㎡ ③明治10年12月15日
飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,101㎡、1,077㎡、17,339㎡ ③明治8年9月4日
下新城小学校	下新城笠岡字佐戸反10番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②2,774㎡、914㎡、14,764㎡ ③明治8年9月10日
浜田小学校	浜田字自在山47番地の2	①校舎：R C造2階建、屋内運動場：S造平家建他 ②2,668㎡、729㎡、8,505㎡ ③明治7年10月19日
豊岩小学校	豊岩豊巻字内縄尻90番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②3,780㎡、1,352㎡、16,485㎡ ③明治8年9月1日
仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,604㎡、1,011㎡、13,045㎡ ③明治15年11月28日
四ツ小屋小学校	四ツ小屋字街道東256番地の1	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,017㎡、979㎡、12,876㎡ ③明治8年2月9日
上北手小学校	上北手猿田字館ノ下38番地	①校舎：R C造2階建、屋内運動場：S造平家建他 ②2,517㎡、824㎡、6,210㎡ ③明治8年4月13日
下北手小学校	下北手松崎字谷崎202番地の1	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②3,563㎡、780㎡、11,100㎡ ③明治8年5月24日
下浜小学校	下浜羽川字水垂92番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②1,963㎡、758㎡、9,922㎡ ③明治7年5月3日
金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②3,224㎡、794㎡、13,856㎡ ③明治8年3月10日
勝平小学校	新屋松美ガ丘北町14番1号	①校舎：R C造4階建、屋内運動場：R C造2階建他 ②7,701㎡、1,544㎡、9,975㎡ ③昭和45年4月1日
八橋小学校	八橋大沼町7番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,035㎡、928㎡、9,906㎡ ③昭和48年4月1日
東小学校	東通二丁目11番1号	①校舎：R C造4階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,400㎡、989㎡、9,180㎡ ③昭和52年4月1日
泉小学校	泉中央六丁目2番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,081㎡、999㎡、9,110㎡ ③昭和54年4月1日
大住小学校	仁井田字西潟敷33番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,617㎡、989㎡、11,028㎡ ③昭和55年4月1日
桜小学校	桜四丁目12番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,216㎡、960㎡、7,124㎡ ③昭和59年4月1日

名 称	所在地	規模等 ①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,995㎡、986㎡、9,562㎡ ③昭和61年4月1日
寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,990㎡、1,092㎡、8,498㎡ ③平成2年4月1日
御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号	①校舎：RC造2階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,631㎡、1,258㎡、11,198㎡ ③平成3年4月1日
戸島小学校	河辺戸島字本町123番地	①校舎：RC造2階建、屋内運動場：S造2階建他 ②2,940㎡、876㎡、14,172㎡ ③明治8年3月18日
河辺小学校	河辺和田字岡村164番地1	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②4,118㎡、1,023㎡、13,762㎡ ③昭和46年4月1日
岩見三内小学校	河辺三内字外川原39番地	①校舎：RC造2階建、屋内運動場：RC造平家建他 ②2,471㎡、330㎡、8,466㎡ ③昭和61年4月1日
雄和小学校	雄和石田字蟹沢40番地	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：RC造平家建他 ②2,224㎡、546㎡、0㎡ ③平成28年4月1日

小学校：40校

2 中学校

名 称	所在地	規模等 ①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
秋田東中学校	手形休下町10番51号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造2階建他 ②7,233㎡、1,773㎡、8,245㎡ ③昭和28年4月1日
秋田南中学校	南通宮田15番1号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,156㎡、1,738㎡、10,714㎡ ③昭和28年4月1日
山王中学校	山王三丁目1番24号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：RC造2階建 ②7,423㎡、1,959㎡、9,095㎡ ③昭和28年4月1日
土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②6,288㎡、1,834㎡、10,730㎡ ③昭和22年4月1日
秋田西中学校	新屋大川町19番75号	①校舎：RC造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,163㎡、1,811㎡、20,524㎡ ③昭和39年4月1日
外旭川中学校	外旭川字梶ノ目50番地	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,205㎡、1,010㎡、12,781㎡ ③昭和22年4月1日
秋田北中学校	下新城野字街道端西241番地の90	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：RC造2階建他 ②4,753㎡、1,661㎡、9,712㎡ ③昭和37年4月1日
城南中学校	檜山城南町4番1号	①校舎：RC造4階建、屋内運動場：S造平家建他 ②8,133㎡、1,834㎡、8,569㎡ ③昭和41年4月1日

名 称	所在地	規模等 ①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
下北手中学校	下北手松崎字走り崎14番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②2,616㎡、847㎡、11,000㎡ ③昭和22年4月1日
城東中学校	広面字鍋沼17番地	①校舎：R C造4階建、屋内運動場：S造2階建他 ②8,501㎡、2,032㎡、12,369㎡ ③昭和54年4月1日
泉中学校	泉北二丁目6番1号	①校舎：R C造4階建、屋内運動場：S造2階建他 ②7,563㎡、1,775㎡、10,113㎡ ③昭和56年4月1日
将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,616㎡、1,804㎡、12,949㎡ ③昭和57年4月1日
御野場中学校	仁井田字中新田223番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②7,163㎡、1,793㎡、12,558㎡ ③昭和59年4月1日
勝平中学校	新屋北浜町13番1号	①校舎：R C造2階建、屋内運動場：S造平家建他 ②5,262㎡、1,684㎡、10,812㎡ ③昭和62年4月1日
飯島中学校	飯島字田尻堰越48番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②6,608㎡、1,834㎡、9,785㎡ ③平成3年4月1日
桜中学校	桜台一丁目1番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：R C造平家建他 ②4,991㎡、1,680㎡、12,790㎡ ③平成10年4月1日
御所野学院中学校	御所野地藏田四丁目1番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②5,145㎡、1,432㎡、9,635㎡ ③平成11年4月1日
岩見三内中学校	河辺三内字外川原39番地	①校舎：R C造2階建、屋内運動場：S造2階建他 ②2,502㎡、1,044㎡、12,521㎡ ③昭和22年5月1日
河辺中学校	河辺北野田高屋字雷谷地84番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②4,417㎡、1,686㎡、86,522㎡ ③昭和34年4月1日
雄和中学校	雄和石田字蟹沢40番地	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：R C造2階建他 ②3,418㎡、1,553㎡、13,175㎡ ③昭和42年4月1日

中学校：20校

3 高等学校等

名 称	所在地	規模等 ①構造等 ②面積（校舎、屋内運動場、屋外運動場） ③開設年月
秋田商業高等学校	新屋勝平台1番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造平家建他 ②8,962㎡、5,973.6㎡、25,103㎡ ③大正9年4月25日
御所野学院高等学校	御所野地藏田四丁目1番1号	①校舎：R C造3階建、屋内運動場：S造2階建他 ②5,038㎡、2,134㎡、13,288㎡ ③平成12年4月1日
秋田公立美術大学附属高等学院	新屋大川町12番3号	①校舎：R C造2階建、屋内運動場：R C造平家建他 ②2,604㎡、852㎡、0㎡ ③昭和27年6月10日

高等学校等：3校

使用料等改定対象施設概要書 (No. 353)

所管部局 (教育委員会)

- 1 名称 太平山自然学習センター
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 2 7 - 1
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート一部木造 3 階建
 (2) 面積 5,027.6m²
 (3) 開設年月 平成 1 5 年 8 月 2 2 日
 (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 平成 2 7 年 4 月 1 日
 令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 6,535 人
 (6) 貸出区分・料金体系

○宿泊使用 10:00～翌日9:00 (最長23時間)

貸出区分名	用途・概要等	使用料
宿泊室	一般	2,200円 2,600円
	小学生および中学生	1,100円 1,300円
テントサイト	1 張	1,200円 1,800円
浴室※テント利用者	小学生以上	100円 150円
宿泊室 ※日帰り者	一般	300円 340円
	小学生および中学生	150円 170円
テントサイト ※日帰り者	一般	100円 110円
	小学生および中学生	50円 50円

○日帰り使用 (1時間当たり) 9:00～18:00 (最長9時間)

貸出区分名	用途・概要等	使用料	
本館	宿泊室	4～12人部屋	200円 200円
		18人部屋	300円 300円
	研修スペース	800円 1,200円	
	食堂	600円 900円	
大屋根研修棟	大屋根広場	1,200円 1,800円	
	ワークショップ	500円 750円	
炊事棟		300円 450円	

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料

4 施設写真

